

(第二類 第四号)

第一回 國會
衆議院

皇室經濟法施行法案特別委員會會議錄第三号

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 森 三樹二君

副委員長 齋藤君 理事 吉米地英俊君

赤松 明勳君 尾崎 末吉君

高岡 忠弘君 古島 義英君

本田 英作君 村上 清治君

黒岩 眞治君 東井三代次君

出席政府委員

法制局長 井手 成三君

宮内府次長 加藤 進君

宮内府事務官 塚越 虎男君

本日の會議に付した事件

皇室經濟法施行法案(内閣提出)(第三一號)

日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

○森委員長 ただいまより會議を開きます。

前日に引續き質疑にはあります。委員の發言を許します。本田英作君。

○本田委員 私はごく簡単な事項につきまして二、三お尋ねしたいと思ひます。内廷費というものの中に、人件費ははいつていないことになつておりますか。

○加藤進政府委員 お答えいたします。内廷費の中には、陛下が私の立場でお使いになる、たとえばお祭に奉仕する人がございます。これは役人ではございませんで、そういう人の人件費は多少はいつております。

○本田委員 別にお名前をおつしや

りでもいいですが、皇族の方で、この法律の施行によつて臣籍に降下せられるお方々の將來の生活の方途と申しますか、將來どういふことをしていられるかというふうなことが、もし御答辯ができるならば、お答えできる範圍でございしたいと思ひます。新聞に御十一家の方で、今度この法律が施行せられると、臣籍に降下せられるように出ておりましたが、そういうお方々が臣籍に御降下なさるにつれて、將來どういふ方途で日常生活をなさるかというところから、一々具體的な名前をおつしやらぬでも結構であります。差支えない範圍でお願いいたします。

○加藤(進)政府委員 お答えいたします。それ、(一)に御事情もお違ひになります。それ、(二)も年をとつた方もあります。これから學校におはりになつて修業してという方もありますので、各宮家について事情は違ひるのでございすが、大體三十くらいまでの若い方は、それ、(三)學校にはいつて、それからお考えになることと思ひます。お年をおとりになりました方は、これからどういふこともございせんので、それ、(四)に方途をお考えになつておるようでございますが、まだどの宮様も、はつきりどういふ途を主としてとるというところまでは行つておりません。宮内府にいたしましては、これはむしろ從來の御縁故によりまして、私事と思ひます。まずこの施行法によりまして手におはりになりました金を

を保全いたして、それが有利でかつ確實なように運用されていくというふうな方に、まずお世話を申し上げなければならぬと存じております。

○本田委員 ちよつと申し上げていかうか、かわかりませんが、李王家は十一家の中はいつておるのございしますか、それを一つ。

○加藤(進)政府委員 李王様の方は、これは全然別でございます。李王様は五月三日に、憲法の施行と同時に皇室令が廢止されましたので、ただいま王族としての身分を失われておるわけでございます。これは今度の議決案件の法律とは、まったく無關係に考へております。

○本田委員 私はそれだけで結構でございます。

○黒岩委員 本法案の第二條、第三條、第四條、第五條、第七條、第八條に示されました金額を御決定になられたところの根據を、お示し願ひたいと思ひます。

○加藤(進)政府委員 第二條第一項から申し上げます。現在の物價狀態では、五萬圓という金額は、さほど高價でもございせんが、これを何と取りましたかと申しますと、大體家具その他家庭用品のうちの高價なものを想定いたしました。これを一應の標準とい

うようなものは皇室財産を増加するものとも考へられませんで、これについて一々皇室經濟會議の議にかけるのは、むしろその煩にたえないといふの

で、まず第二條第一項の價額は五萬圓としたのであります。たゞいまは受ける側、つまり獻上を受ける側から申しました。賜與についても同様でございます。なおこれはよいいな證明でございまして、新しい物價の體系によりますと、物品價格は戦前價格の六十五倍となつておりますから、まず今の五萬圓の價額は、戦前の千圓足らずの値になると存じますので、まず五萬圓を相當と考へたのであります。

次に第二條第二項の十萬圓について申し上げます。この額は皇室經濟會議の議にかけるものでございまして、が、價格を想定するにつきては、現代日本作家の美術作品、繪とか彫刻とか、工藝品のようなものでございすが、この一點の最高價格をまず十萬圓と考へて、さういたしました。骨董品はごの價格をはるかに超えますが、現存作家の作品としてはこの程度の價格が適當だと考へます。この種の美術品は文化日本の將來から考へましても、獻上が豫想されます。先ほど申し上げました家庭用品より額が上だといふ點もございまして、日常お使いになるといふわけでもございせん、財産的價値もある程度考へまして、五萬圓の倍額をとりました。今のは獻上についてお話ししましたが、賜與についても同様

の考へであります。

第三條で價額を十五萬圓とした理由はございまして、この價額は同一人の同一年度内における財産の授受の最高限を定めたものでございまして、前

の五萬圓の三倍、十萬圓の一倍半程度を標準といたしまして、合せて皇族歳費の基準となる定額は二十萬圓でございますので、さういふことを考へて合

わせまして二十萬圓から若干減らし

した十五萬圓を適當と認めたのであります。

次に第四條につきまして、天皇、皇后、皇太后、皇太后については、法第二條第二項の金額十萬圓を三倍とした理由でございまして、これらの方々は、一般皇族と違ひまして、國の象徴である天皇及びその親近者としての特別な地位を御持ちになりますので、その點を考へまして三倍までいたし、これを皇室經濟會議の議にかけること

いたしました。

次に第五條で價額を百二十萬圓とした理由はございまして、法第四條に規定いたします皇族は、内廷の費用でございまして、これは天皇と最も親近の關係においでになる方でございます。一體として考へるのを適當とする場合が多いのでございまして、賜與や豫受につきましても各人を分離して考へられないものが少くありま

せん。それでこれらの方については、通じて價額を確定することとしたしまして、額は現在天皇と内廷皇族が合

わり等を含めまして三百二十八萬圓となつております。この天皇御内帑と申しますのは、天皇、皇后兩陛下の御内帑と皇太后及び東宮の御内帑と申しております。そのほかには皇子の御養育費といひまして四十五萬圓、それから供御及び供膳費、これは御食事とか御會食なる費用でございますが、これを七十五萬圓、御旅行費百三十萬圓、これは兩陛下について申しますれば、やや公的の場合と、またまたく私的の場合とございしますが、その中のく私的の場合の御旅行費を見たのでございします。なお兩陛下のほかには皇太后、東宮殿下、皇子等の御旅行はもちろんこの中に含まれております。次に祭祀の費用でございしますが、これは二十一萬圓をみました。これは主として陛下は皇祖御歴代、皇族方を御祀りになつておる内廷の祭典關係の費用でございします。次に用度費で六十三萬圓、これは備品、消耗品、車馬等の費用でございします。その他に雜費といひまして百十八萬圓をあげておりますが、これが先ほどお尋ねのありました祭祀をはじめ内廷等で陛下が個人として使つておる人の外件費その他雜費のほかには若干の豫備費を含めたのでございします。以上合計いたしました八百萬圓になります。

次に第八條の定額二十萬圓の根據でございますが、これは親王が御結婚になつて親王妃となられて、第二方の御一家が皇族として相當の品位を保ちながら生活に要する經費を考へてみますと、現在までの實際の所要經費その他を考へ合わせますと、まづ少くとも年額四十萬圓という数字が出てくるのでございします。その内譯を御參考に申し上げますと、使用人に對する給與が十五、六萬圓、御生活費とか、交際費とか、用度費とか、旅行費とか、警衛費とかいうような經費が合せて二十四、五萬圓になります。しかしこの四十萬圓の中には、皇族のほんとうの個人的の私的經費も含んでありますから、その大體の七五%を皇族としての品位保持のために出す年金と考へますと、親王及び親王妃の御二方の年金三十萬圓となりますので、この額を皇室經濟法第六條により、つまり親王妃を親王の半分と考へますと、成人なすつた親王の定額二十萬圓ということに相なるのでございします。

以上で一應御答辯といたします。

○赤松(明)委員 ちよつと速記を待つてくださ。

○森委員 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○森委員 速記を始めてください。

○赤松(明)委員 憲法第八十八條によつて、舊皇室財産はすべて國有財産になつた。すなわち財産税を徴收されたその後は國有財産になつた。ところでその國有財産は皇室經濟法の第一條に「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財産(以下皇室用財産という。）」は、これを國有財産法の公用財産とし、これに關する事務は、宮内府でこれを掌る。とあります。が、國有財産にはなつたけれども、それ全部が、要するに皇室の公用財産というものになつたのかどうか、その點を承りたい。

○樺越政府委員 ただいまお尋ねの、皇室用財産ということにつきましては、この皇室經濟法の附則の第二項に「こ

の法律施行の際、現に皇室の用に供せられていた従前の皇室財産で、國有財産法の國有財産となつたものは、第一條第二項の規定にかかわらず、」つまり普通でありましたらば、皇室經濟會議の議を経ることになるものであります。が、それにもかかわらず「皇室經濟會議の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。」という、經過的な規定があるのをごさいます。従いまして、當時、日本國憲法施行の際において、現に皇室の用に供せられていた従前の皇室財産は、すべて一應皇室用財産となつたという建前でございます。しかしながら思召しもございまして、皇室財産の中で、民生の安定あるいは産業の復興のために寄與し得るものについては、これをできるだけその用途に使用しようという思召しもございまして、この日本國憲法施行の際に検討いたしました、その中から若干はすしとして、これを皇室用財産でないものとしたのであります。それには、たとえば新宿御苑でありますとか、あるいは日光の御用邸、鹽原の御用邸というふうなものがございします。なおそのうに整理をして、結局皇室用財産となりましたものは、お手もとにお配りいたしました資料にございします。すなわち内容のものになつております。

なお念のために申し上げますと、この皇室用財産の範圍を定めるにつきましては、この皇室經濟法案の審議をいたしました當時の帝國議會の審議の、経過等に鑑みまして、關係の方を委員といたしました。皇室用財産調査委員といたしまして、その審議を経たものであることを申し上げてお

きます。

○森委員 速記を止めてください。

(速記中止)

○森委員 速記を始めてください。

○赤松(明)委員 皇室經濟法の内廷費と宮廷費、すなわち第四條と第五條とは、ほぼ相つた内容をもつておる。ところで、第四條の内廷費は、いわゆる今提出せられておる皇室經濟法施行法案の中に、この第四條の内廷費をとりあげて、この中で價額を決定すること、これがきめられておる。ところが、宮廷費は官内府で經理すると、皇室經濟法ではうたつておつて、施行法において、この價額というふうなものはない。この點についての見解はどうですか。

○井手政府委員 この内廷費の方は、これはこの法文にございしますように、日常の御費用でございまして、まづた私的な立場における費用を計上したものであります。國から呈上しますものは、言葉は悪いのでありますが、一定の渡し切り經費というふうな考えで、この中で御賄ひを願いたいと考えておるのであります。しかるに宮廷費の方は、國の象徴たる天皇もしくはそのまわりの方におきまして、公の立場において、たとえば儀典費というふうな例であります。憲法が制定され、國家が大きな祭典を行う。あるいはまた日本が講和會議ができて、國際關係において普通の地位にもどるといふようなおめでたいようなときに、特に大きな儀典が行われるということ、憲法によりまして、天皇が儀典をお行いになるということが書いてある。従つてその年度内に必要の關係事項が減つたり殖えたりいたしますの

で、毎年豫算におきまして、來年度はどういうふうな儀典が行われるか。來年度は天皇がどういふ國の大きな行事を行はれるかといふことを一々御協賛を願う。従つて一定價額をきめるということは、公の地位の御行動としては明示せられているので、一々その必要に應じて計上していく、そして議會の御協賛をいただく。こういうぐあいに考へて、定額をきめなかつた次第であります。

○赤松(明)委員 いわゆる國有財産であつて、しかもいわゆる皇室用財産になつたところの宮城、諸建物、こゝういふようなものが戰災によつて相當荒廢しておる。しかもこれに對する復興計畫というたようなものについては、いまだかつて聞かないが、當局としては、この復興に對する意圖をどういふふうにお考へになつておるか、この點を伺いたいと思ひます。

○加藤(進)政府委員 お答えいたします。ただいまの状況から考へまして、御指摘になりました通りに、宮殿が焼失いたしましたので、萬事お手狭であり、御不便であることは事實であります。が、と申しまして、現在のような國の狀態から考へまして、天皇の國の象徴としての御行動、あるいは御威嚴にふさわしくないという程度までにもいつていないかと存じます。將來國力の進展に伴ひましては、そのときの状況にふさわしい復興計畫をお願いするといふことに相なるとは存じます。が、現在の段階におきましては、宮殿再興の計畫はいまだにもつておりません。

○赤松(明)委員 しかるに、現在の狀態のもとでは、いわゆる國の象徴としての天皇、あるいは皇族の御居住、し

かも、たとえそれが認許であるにしても、何にしても、政務を見られる。その場合における御日常生活というものに對しては、結局支障がないというよりも、ある程度の品位は保てると見てよろしくお考え下さい。

○加藤(進)政府委員 さようでございます。

○赤松(明)委員 本提出法案の第八條、法第六條第一項の定額の問題ですが、これは憲法と關係があるかと思ひますが、いわゆる現在の皇族のうちで、新憲法による皇族として残られるお家と申しますか、それはどこであるか。そして親王、内親王といううな、いわゆる皇族としてお残りになる数は現在どのくらいあるか、これを伺いたい。

○加藤(進)政府委員 お残りになります宮家は、秩父宮家、高松宮家、三笠宮家の御三家であります。秩父宮家は殿下、妃殿下の二方、高松宮家は殿下、妃殿下の二方であり、三笠宮家は殿下、妃殿下の二方にお子様方であります。

○赤松(明)委員 なお舊憲法下におけるいわゆる御皇族方で、新憲法によつて昔ながら御降下でしよ、臣籍ということはないわけですが、これは大體お何家で、お何人くらいですか。

○加藤(進)政府委員 十一家で、御人数から申しますと五十一方でございます。

○赤松(明)委員 第九條に「前二條の定額による内廷費及び皇族費は、國會の議決による歳出豫算の定めによらな

算の金額はいわゆる本年度豫算で決定しておるわけですか。追加豫算として今議會に提案されるものの中に含まれておるといふことになるわけですか。この國家豫算と、この金額との關係について承つておきたい。

○塚越政府委員 内廷費の八百萬圓が月割の十一箇月分ですから、これは七百三十三萬三千圓。これについては當初豫算に計上されております。それから皇族費につきましても、實は皇族の身分御離脱の關係が新憲法施行前であるという豫想でありましたために、當初豫算におきましては、お残りになつておりました。残餘のものにつ

きましては、つまり皇族御離脱の場合の一時金額及びその御離脱までの年金額につきましても、今度の國會の追加豫算として御審議をいただくべく、目下大蔵省の方にその豫算につきまして要求をいたしております。

○赤松(明)委員 このいわゆる皇族籍を離脱なさる方々の一時金額といふことになるわけですね。たとえ現在お残りになる方々はきまつておつたといふことですが、しからば本豫算年度内にこの施行法といふものがきまる

と、ただちに御離脱なさらない以前のものは、二十萬圓ずつといふこの基本額が、いわゆる品位保持のためにといふことで渡され、その後において離脱されるというふうになつた場合には、一體どういふふうになるのか、この點についてはどうですか。いわゆる二重支拂になるおそれはないか。それとも一回渡したら、それから後に離脱なさるといふことになつても、もうお渡ししなくても済むのか、この點につ

いてのお考えはどうですか。

○塚越政府委員 大體歳費としての皇族費は、月割でお支拂いをしておられます關係からいたしまして、御離脱になつた後におきましては、歳費は支給をいたしません。従つて二重支拂いになるというところはございません。

○赤松(明)委員 しからば、現在はまだ月割でお支拂いになつておるといふことですね。この五十一方に對しては、

○塚越政府委員 實はその施行法案の九條の趣旨もございまして、御直宮御三方につきましても、當初豫算において計上したした關係もありませんので、その月割額をお支拂いいたしておりますが、そのほかの皇族方につきましても、この豫算が國會の審議を経まして、決定した後において支拂いをするべく豫定しております。

○赤松(明)委員 この支拂は遡つて支拂ひべく豫定しておるか、それともきまつたいわゆる法の效力を發生した折、それから後といふことであるか。たとえ現在における皇族の方々の御身分といふものは同一のものである。しかしお残りになるからといふことは、なるほど皇室に近いといふことにはなるけれども、同じ皇族としての立場において、一方はもつておられるけれども一方はもつていない。しかも日本の現在までの、過去におけるところの皇族といふものは、少くとも皇室の藩屏、それがいい意味においても、悪い意味においても、國民の象徴として新憲法によつて決定した天皇の周圍にある方として、その品位保持のために、一般人とは異なつた費用も、あるいは生活の境界もあつたはずである。

これに對する不公平な取扱ひになつておるとするならば、これに對する何らかの便法を考へる必要はないか。たとえば、本法がそのまゝ通過すると假定して、その通過以後において、いわゆる月割なら月割といふものにして、しかもその離脱される時期がいつになるのか、これは後で聽きたいと思つておるが、その離脱の期間、離脱をするのならば少くとも二十萬圓は渡すけれども、離脱されない以前においては、結局金はやらないのだ。もしこの法律が通過しないような場合における、直宮三家を除くところの皇族が、一體何を

もつてして、その皇族そのものの品位を保つか。餓死線上を彷徨するといふことであつてはならない。こういう面について、當局はどうお考えになつておるかを承つておきたい。

○塚越政府委員 まことにごつともな御意見でございます。實はこの皇室經濟法の施行法案といふのが今度の國會に出ておりますが、それまでの暫定的な措置をいたしまして、この前の最終の議會におきまして、皇室經濟法の施行に關する法律といふものが出ております。その法律によりまして、皇族方に對しては十五萬圓という基準によりまして皇族費を支拂い得るといふ規定がございまして、そして今度の施行法は八月一日から適用されるということになりますので、従つて日本國憲法施行のときから、五月、六月、七月分、これにつきましては十五萬圓を基準にいたしまして、御承知のようになつて十分の七といふようなものゝな皇室經濟法に規定しております。その規定に従ひました年金を差上げることに

なつております。

○赤松(明)委員 わかりました。そこで五十一方の皇族の御離脱というその時期については、どういふふうにお考えになつておるか、それを承りたい。

○加藤(進)政府委員 實は皇族の籍を離脱になるという御希望は、前から表明されておりました。これは今年の初めあたりから伺つておつたのであります。その關係から、先ほど塚越事務官から申しましたように、あの時期におきましては四月ごろと考えまして、豫算にも計上しなかつたのであります。それがいろいろの事情で、やむを得ず延び／＼になつております。現在におきましては、この法案が通過し、かつ先ほど申し上げました追加豫算が議決になりました後では、はじめて皇族の籍を離れるということが可能になつておる次第であります。この時期は、

まず九月一ばいまでにこれらのことが終るといたしますれば、十月までにはまず實現したいと存じております。今申しましたように、法案の成立、豫算の成立、それからその後におきましては皇室經濟會議等の議を経る次第でございますから、現在において、まず十月末までぐらいには實現したいといふくらいのお答えしかできない次第であります。

○赤松(明)委員 大體において、諸般の事情が整えば、直宮御三家を除いて、五十一方の現在の方が、一般國民として同一の權利と義務とのもとに皇族籍を離脱される。宮内府として、離脱なさつた皇族方に對し、この法律が通過するとすれば一時賜金としてお渡しできる。しかし今日の物價高のもとに、さういつた一時賜金といふものは、どの程度の生活と、どの程度の期間の生

活を支へ得られるか、こういうことになる。しかもこれは假説ではあるけれども、離脱なさつたにしてみても、日本人の人情として、感情として、少くとも皇族であつたということは、暫くの期間は、おそらく忘れられないに違いない。しかもその皇族の方々が離脱なさつた直後において、路頭に迷うというようなことがありとすれば、その果をわれ／＼國民の象徴であると言ふところの天皇に及ぼす大きな影響がありはしないか、こういう點について職業安定法とかいろいろもあるが、しかし宮内府そのものは、皇族に對する一つの責任において、皇族離脱のその後における生活に對しても心配をするところが、正しいのではないか。法には關係はないけれども、こういう點について、どういふお考えをおもちになつておるかということを承つておきたい。

○加藤(進)政府委員、ただいまの御質問は、まことに私ども身にしてみても感じます。現在におきまして、皇族方が國民敬慕の情にふさわしい御生活をお送りになるということが、現在までのわれわれに責任があると同じように、道義におきましては、皇族の籍をお離れになりました後も、この責任は續くものと存じております。但し、これは法の上から申しますれば、赤松さんの御指摘なさつたように、まつたくの個人におなりになりますので、この御自由なる意思は尊重せねばなりません。そこで私どもの道義的責任と、宮様方の御降下後の自由な御意思との合致點におきまして、先ほど申し上げましたように財産の安定、あるいはいかなる御職業を選ばよろしいかということに

つきましては、今から十分の御忠告も申し上げ、また宮様の顧問としてしかるべき人の御選定にも應じております。但し、どこまでもわれ／＼の道義的の責任と、宮様の御自由の責任との合致點におきまして、この點は私どもも十分努力をいたしますが、社會におかれまして各位の方も、どうか今まで通りの敬慕の情に基いて、それ／＼適當なる御忠告を、われ／＼にもお話しくださるとよろしいと存じます。

○森委員長、ほかに御質疑の方はございませんか。

別に御發議もないようでございますから、本日はこれにて散會いたします。次會の委員會は、追つて公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時二十二分散會